

住宅改修

住宅改修で安心・安全な住まいへ。

福祉用具が使いやすく、安心して快適な住まいへの改修をご提案いたします。

住宅リフォームも20万円(税込)を限度に 介護保険の対象です

20万円を上限枠とした住宅改修工事が
1割または2割もしくは3割負担※でできます。

● 転居した場合や要介護度が3段階以上上がった場合は、もう一度利用できます。 ※自己負担額は所得によって異なります。

●住宅改修が1割または2割もしくは3割の負担で利用できる工事

① 手すりの取付け

廊下・トイレ・浴室・玄関・階段等の転倒予防や移動のためのものです。

② 段差又は傾斜の解消

敷居を低くする工事、スロープ設置工事、浴室の床のかさ上げ工事などです。

③ 滑り防止・移動円滑化等のための 床または道路面の材料の変更

浴室を滑りにくくする工事や、畳からフローリング等へ変更する工事です。

④ 引き戸等へ扉の取替え

開き戸を引き戸や折戸等に取り替える工事です。ドアノブの変更や戸車の設置も対象工事です。

⑤ 洋式便器等への便器取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。

⑥ 上記工事に付帯して必要な工事

手すり取付の際の壁の補強や、扉取替えの際の柱や壁の補強、浴室・トイレ工事の際の給排水設備の工事等が含まれます。

※敷地内であれば、建物の外の通路も段差解消・手すりの取付けの対象となります。

●介護保険 住宅改修費ご利用案内

要支援1・2又は要介護1～5の要介護認定を受けている方で、住民票に登録されている現在のお住まいの住宅の改修工事をする方が対象です(借家の場合は家主の承諾が必要となります)。

支給限度額は20万円を上限に1割または2割・3割のご負担です(20万円を超えた分は自費になります)。

一回の改修工事で20万円に満たない場合、20万円を上限に何度でもご利用いただけます。また、すでに限度額の支給を受けた方でも、介護度が3段階以上上がった場合、または転居した場合は再度20万円を上限にご利用できます。